

「資料 政・経 2014」 追録

2014年9月13日発行
東学(株)

①	2014年のおもな出来事	1
②	原発ゼロを白紙撤回	2
③	ウクライナ情勢	3
④	中東情勢	4
⑤	国際収支の表記法変更	5
⑥	2014(平成26)年度一般会計歳入・歳出	6
⑦	集团的自衛権 新たな政府見解	7
⑧	武器輸出を實質解禁	7
⑨	国民投票選挙権が18歳に	8
⑩	従軍慰安婦問題	8

① 2014年のおもな出来事

月日	ことごと
1月 7日	日本版「国家安全保障会議」(NSC)が発足
〃	日銀が2013年末時点のマネタリーベースが12年末比46%増の201兆8472億円になったと発表
17日	内閣府が国民経済計算を発表。12年末の家計資産残高は11年比1.5%増の2586兆3千億円と6年ぶりに増加
29日	理化学研究所などの研究グループが新たな万能細胞(STAP細胞)の作製に成功と発表
31日	2013年平均の消費者物価指数が100.1と5年ぶりに上昇したと総務省が発表
2月 9日	東京都知事選挙で無所属の舛添要一・元厚生労働大臣が当選
10日	2013年の経常黒字は最少の3.3億円と財務省が発表。経常黒字の減少は3年連続
20日	ウクライナの首都キエフで反政府デモ隊と治安部隊が大規模衝突
28日	インターネット上の仮想通貨「ビットコイン」大手のマウントゴックス社が倒産
3月 8日	239人が乗った北京行きマレーシア航空機が行方不明に
17日	ウクライナのクリミアが住民投票により独立宣言。ロシアは独立を承認し自国に編入
27日	静岡地裁が袴田事件の再審を決定し、袴田死刑囚を48年ぶりに釈放
〃	国連総会がクリミア半島のロシア編入を無効とする決議を賛成多数で採択
31日	国際司法裁判所が南極海で日本がおこなっている調査捕鯨は違法として中止を言い渡す
4月 1日	消費税率が8%に、17年ぶりの増税
〃	ハーグ条約が日本で発効
〃	政府が武器輸出三原則に代わる「防衛装備移転三原則」を正式決定
〃	理化学研究所の調査委員会がSTAP細胞論文で小保方晴子氏に研究不正があったと認定
7日	みんなの党の渡辺喜美代表が8億円借入問題で引責辞任
11日	政府が「エネルギー基本計画」を閣議決定し、原子力規制委員会の基準に適合した原発を再稼働させ、民主党政権が打ち出した「原発稼働ゼロ」方針を撤回することを決めた
〃	省庁の幹部人事を一元的に管理する「内閣人事局」の設置を柱とする国家公務員制度改革関連法が成立

月日	ことごと
4月 11日	日本銀行が2013年度の国内企業物価指数は12年度比1.9%上昇の102.4と発表。2年ぶりのプラスに
16日	済州島に向かう韓国フェリーが沈没、乗客乗員462人のうち277人の安否が不明
23日	パレスチナのファタハとハマスが暫定統一政府の樹立で合意
24日	イスラエルがパレスチナとの和平交渉中断を決める。統一政府合意を非難
5月 21日	関西電力大飯原発3、4号機の再稼働をめぐる訴訟で、福井地裁は地震対策の不備を認定して運転差し止めを命じた
〃	厚木基地(神奈川県)の夜間の騒音をめぐる行政訴訟で、横浜地裁は自衛隊機の飛行差し止めを命じる初めての判決
20日	パソコン遠隔操作事件で片山祐輔被告が無罪主張を撤回
22日	タイで軍がクーデター、憲法を停止
6月 5日	2013年の合計特殊出生率が1.43で前年より0.02ポイント上昇したと厚生労働省が発表。出生数は102万9800人で過去最少
〃	欧州中央銀行(ECB)が、民間銀行がECBに預ける政策金利の中銀預入金利を0%からマイナス0.10%に引き下げる
13日	改正国民投票法が成立し、4年後に改憲の賛否が18歳以上からに
30日	イスラム教スンニ派の過激派組織がイスラム国家「イスラム国(IS)」の樹立を宣言
7月 1日	政府はこれまで憲法解釈上できないとされてきた集团的自衛権の行使を限定容認する新たな政府見解を閣議決定
8日	イスラム主義組織ハマスが支配するパレスチナ自治区ガザでイスラエルが軍事作戦開始
16日	原子力規制委員会は九州電力川内原発1、2号機の安全対策が新規基準に適合しているとし、合格証「審査書案」を了承
17日	ウクライナ東部でマレーシア航空機がミサイルで撃墜され298人全員死亡
〃	イスラエルがガザに侵攻
8月 8日	アメリカ軍がイラク北部のイスラム国部隊を空爆。2011年の駐留米軍撤退後初めて
〃	世界保健機関(WHO)が西アフリカで千人に迫る死者を出しているエボラ出血熱の感染拡大について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と宣言
20日	広島市北部を襲った局地的豪雨で大規模な土砂崩れ、死者・行方不明者74名

② 原発ゼロを白紙撤回

政府は4月11日、国のエネルギー政策の指針となる新たな「エネルギー基本計画^{*1}」を閣議決定した。原子力発電所(原発)を「重要なベースロード電源^{*2}」と位置づけ、原子力規制委員会の基準に適合した原発を再稼働させる方針を明記し、東京電力福島第一原発事故を踏まえ民主党政権が打ち出した2030年代の「原発稼働ゼロ」方針を撤回することを正式に決めた。

*1 国の中長期的なエネルギー政策の指針で、2002年に成立したエネルギー政策基本法で政府に策定が義務づけられている。おおむね3年ごとに見直して閣議決定する。電力やガス、石油などエネルギー企業の投資計画にも大きな影響を与える。

*2 発電コストが安く済み、昼夜を問わず安定的に一定量の電力を供給することができる発電コストが比較的安い発電設備のことで、原発のほか石炭や水力、地熱発電がある。

●「安全神話」一度は崩壊

2011年3月の福島第一原発事故で、「原子炉は多重防護されているから過酷事故は起こらない」という「安全神話」は崩壊した。国内の他の原発も安全性が疑われ、すべて稼働を停止した。電力供給不足を補うため火力発電を増強し、燃料のLNGなどの輸入量が急増している。

福島事故後の脱原発ムードの高まりを受けて、民主党政権は12年9月に、それまでのエネルギー基本計画を大きく転換する「革新的エネルギー・環境戦略」を策定し、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及などで「2030年代に原発ゼロ」を目指す方針を示した。しかし、具体的な脱原発の道筋は示さなかった。

同年12月には総選挙で自民党が圧勝して、政権交代で発足した安倍政権は、「電源の中東依存への逆戻りはエネルギー安全保障面で問題があり、電気料金上昇がアベノミクスを目指す経済再生の足かせとなる」(官邸筋)と懸念。民主党政権が決めた「原発ゼロ」目標の白紙撤回を表明、原子力委員会の審査をクリアした原発は再稼働する方針を打ち出した。

●「再稼働」する前にやること

エネルギー基本計画では、「核燃料サイクル」を推進する方針を維持するとともに、「核のごみ」と言われる高レベル放射性廃棄物の問題解決に向け、国が前面に立って取り組むとしている。高速増殖炉「もんじゅ」も存続するとしているが、もんじゅの

エネルギー計画のポイント

- ◆原発は重要なベースロード電源
- ◆規制基準に適合した原発は再稼働を進める
- ◆原発依存度は可能な限り低減。安定供給などの観点から確保していく規模を見極める
- ◆再生可能エネルギーは2013年から3年程度導入を最大限加速し、その後も積極的に推進する。「30年に約2割」をさらに上回る水準を目指す
- ◆もんじゅの高レベル放射性廃棄物の減容化の国際研究拠点にする

役割の見直しに加え、核燃料サイクル実現に不可欠な使用済み核燃料の最終処分場や再利用計画もまったくめどが立っていない。国が半世紀以上掲げてきた核燃料サイクルは破綻していると言っても過言ではない。

実際、再稼働すると国内の原発のほとんどは数年以内に使用済み核燃料プールが満杯になる。電力会社は青森県六ヶ所村の再処理施設で使用済み核燃料を再処理することで対応しようとしているが、高速増殖炉の開発が事実上不可能になった今、再処理する意味も経済的合理性もない。電力会社は原発の立地自治体に対して、使用済み核燃料は原発敷地内のプールで一時的に冷却保管するが、一定の時間が経てば青森県の再処理工場に移すので立地自治体には残らないと説明してきた。一方、再処理工場がある青森県は、使用済み核燃料は再処理の原材料であるという位置づけで県内への搬入を認めてきた。

しかし、六ヶ所村の再処理工場は問題だらけで稼働できないため、各地の原発から搬入された使用済み核燃料で再処理工場のプールはすでに満杯となっている。もし再処理をやらないことになると、使用済み核燃料はただの「核のごみ」になってしまい、そうすると電力会社は使用済み核燃料を青森県から引き取らなくてはならなくなる。各電力会社は置き場の問題もさることながら、立地自治体と保管することの合意を取りつけなければならないが、容易な話ではない。

この問題を避けるため、使用済み核燃料を移管する中間貯蔵施設をあわてて建設しようとしているが、使用済み核燃料の問題を先送りするために莫大なコストをかけて再処理の継続を唱え核燃料サイクルを推進するという方針はナンセンスである。使用済み核燃料の問題をあいまいにしたままで、運転すればするほど使用済み核燃料が増える原子力発電を稼働させるのはもう限界である。

③ ウクライナ情勢

2004年11月	ヤヌコビッチが当選した大統領選挙結果に国民が反発、12月に再投票(オレンジ革命)
05年 1月	ユシチェンコ大統領(親欧米派)就任(ユシチェンコとティモシェンコの内紛)
10年 2月	ヤヌコビッチ大統領(親ロシア派)就任
13年11月	欧州連合(EU)との連合協定見送り(首都キエフでヤヌコビッチ退陣を求めるデモ)
14年 2月	反政府デモが拡大し、ヤヌコビッチ政権崩壊 親ロシア派武装部隊がクリミア半島の2空港など重要拠点を制圧
3月	プーチン・ロシア大統領がウクライナへの軍部隊派遣要請を提案し上院が可決 クリミア自治共和国の議会がウクライナからの独立を宣言、ロシアへの編入の是非を問う住民投票で賛成9割 アメリカ、EUが渡航禁止や資産凍結など対ロシア制裁発令 プーチン大統領がクリミアを自国に編入 国連総会が、ロシアがクリミア併合の根拠とした住民投票を無効とし併合を認めないとする決議案を賛成多数で採択

4月	東部の主要都市で、親ロシア派住民が相次いで州政府庁舎などに突入、占拠し住民投票を要求、戦闘が発生
5月	大統領選挙でポロシェンコ(親欧米派)が勝利 地方庁舎を占拠した親ロシア派武装勢力に対してウクライナ軍が制圧作戦、内戦状態に
8月	ロシア・ウクライナ首脳会談 ウクライナ東部にロシア軍侵攻



Q ウクライナはどんな国か

A ヨーロッパとロシアの間に位置し、旧ソ連が崩壊した1991年に独立国となった。国土は日本の約1.6倍、人口は約3分の1。住民の8割近くはウクライナ人だが、東部・南部にロシア人が2割近くいる。

Q 西部と東部の住民の対立が深刻だと聞くが

A 13世紀まで存在したキエフ公国が国家発祥地だが、その後複雑な歴史をたどり、1667年に西部がポーランド、東部がロシア領という構図ができた。18世紀には大半がロシアに入ったが、リビウなど最西部が旧ソ連に編入されたのは第二次世界大戦後と遅い。

長くポーランドのカトリック文化圏にあった西部では「ヨーロッパの一員」という意識が強く、大半の住民がウクライナ語を話す。東部ではロシア語使用率が高く、ロシアへの親近感が強い。

Q オレンジ革命とは

A 2004年の大統領選挙で親ロシア派のヤヌコビッチが当選したが、「選挙不正」を訴える大規模デモが起き、やり直し選挙で親欧米派のユシチェンコ大統領が誕生した出来事が、デモのシンボルカラーをとって「オレンジ革命」と呼ばれる。長く続いた親ロシア派政権の腐敗や抑圧に、西部を中心とする住民が不満を強めたことが根底にあった。しかし、新政権ではユシチェンコ大統領と「オレンジ革命」の立役者だった女性政治家ティモシェンコの内紛が絶えなかった。

Q その後、政治・経済はどうなったのか

A ユシチェンコ政権はNATO(北大西洋条約機構)やEU(ヨーロッパ連合)加盟を目指したため、

ロシアとの緊張が高まった。ロシアは、格安でウクライナに供給していた天然ガスの価格を国際水準まで値上げすると圧力をかけ、2006年には支払いを拒むウクライナに対して一時ガス供給を停止するなど強い態度にでた。ウクライナ政権は苦しい立場に追い込まれ、内政が混乱し、債務増加で財政は悪化、貿易は縮小し経済の低迷が続いた。

Q 今回の政変はなぜ起きたか

A 2010年の大統領選挙でヤヌコビッチが僅差で雪辱を果たした。だがこの政権はティモシェンコを投獄するなど反対派への弾圧を強め、その腐敗と利権追求の姿勢に国民の反発が蓄積した。

2013年11月にヤヌコビッチ政権がEUとの連合協定を見送り、ロシアからの支援と天然ガスの割引を受ける選択をしたことに対して、首都キエフで大規模なデモが発生し、親ロシア派政権は崩壊した。

2014年2月には親欧米派の暫定政権が誕生したが、今度はロシア系住民の多い南部・東部地域で新政権への非難が高まり、クリミアでは3月の住民投票でウクライナからの分離独立とロシアへの編入が支持された。ロシアは即刻クリミア併合を決定し、さらにウクライナ国内のほかのロシア系住民の安全を守ることを宣言している。

欧米諸国は、ロシアのクリミア併合を国際法違反として非難しているが、ロシアはクリミア半島にあるウクライナ軍施設を接収して実効支配を進めている。東部の複数の都市でも分離や自治拡大の動きが広がり、ウクライナはさらなる分裂と内戦の危機に直面している。

4 中東情勢

● 混迷する中東

中東諸国が混迷している。イラク戦争以降、極度に治安の悪化したままのイラク、「アラブの春」(註 p.238)の民主化運動から内戦に陥って4年を経過したシリア、さらにエジプトでは、独裁政権の打倒後に成立したイスラム色の強い政権に軍部が介入、国民の民主化要求は無視された形だ。こうした周辺諸国の混乱を尻目に、圧倒的な軍事力でパレスチナ人の抵抗を押さえ込もうしているのがイスラエルである(註 p.239)。

〈中東—最近の動向〉

2001・09	アメリカでの同時多発テロ
03・03	イラク戦争→フセイン政権崩壊
08・12	イスラエル、パレスチナのガザ地区に侵攻
11・01	チュニジアのジャスミン革命 →中東各国に民主化運動(アラブの春)
02	エジプト・ムバラク政権崩壊
03	シリア、民主化運動の高まりから内戦へ
12	イラク駐留アメリカ軍、全面撤退
13・07	エジプトで軍事クーデター
14・06	「イスラム国」イラクで攻勢
07	イスラエル、パレスチナのガザ地区に侵攻

● 解体の始まった中東の諸国家体制の枠組み

いま進行しているのは、イラクあるいはシリアなど東アラブ諸国の国家の枠組みの弱体化であり、それが枠組み解体の始まりであるとする見方もある。同地域の国家間の国境線は、ヨーロッパ列強の思惑の中で策定されたものである。第一次世界大戦中の1916年、イギリスとフランスが同地域の分割を密約したサイクスーピコ協定は有名で、それは大戦



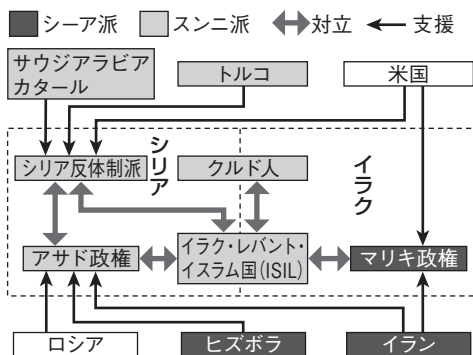
後、国際連盟の委任統治という名目のもとの実現した。イギリスはイラクとヨルダンを、フランスはシリアとレバノンをそれぞれ影響下に置いたのである。そこに働いた意図は、それまでこの地域で大きな勢力を張っていたトルコの弱体化であり、さらにヨーロッパからインドを含むアジアへのルートの確保だった。さらに、まもなく始まる石油資源の発見と開発は、同地域への欧米列強の権益をより増大させた。第二次世界大戦後、イギリスに代わって登場したアメリカが、イスラエルを積極的に後押しし続けるのも、同地域への影響力を確保する狙いからだと言われる。

● モザイクのような宗教分布

「モザイク国家」の典型として挙げられるのはレバノンである。それは、宗教や民族構成が複雑でひとつに解け合うことのない国家の様子を指す言葉だが、同地域を支配したフランスはキリスト教徒の優位な地域を確保するために、あえてシリアから切り離す形でレバノンを作ったのである。同時にフランスは、イスラム教シーア派から分派したアラウィー派という少数派をシリアで重視した。植民地支配の方法として少数派を重用する欧米列強の手法が同地域でも採用されたのである。

東アラブ諸国全体を宗教分布の観点から見たとき、それ全体がモザイク状であることが見て取れる。イラクやシリアでの独裁的な強権政治が崩壊する過程で、国家の存立基盤自体が液状化する可能性は極めて高い。2014年になってとにかく注目を集めている「イスラム国(IS)」は、イスラム教スンニ派の武装組織だが、イラクでの劣勢をシリアで立て直し、イラクへの反攻を企てている彼らにとって、既成の国境線は無意味である。

イラク・シリアを巡る紛争の構図



5 国際収支の表記法変更

旧表記

A 経常収支 貿易／サービス収支 所得収支 経常移転収支	名称変更 名称変更
B 資本収支 投資収支 其他投資収支	
C 外貨準備増減	独立 まとめ
D 誤差脱漏	

新表記

A 経常収支 貿易／サービス収支 第一次所得収支 第二次所得収支
B 資本移転等収支
C 金融収支
D 誤差脱漏

旧

モノ・サービス他	広義資本収支
経常収支 4.8	資本収支 △ 8.2
1 貿易サービス収支 △ 8.3	外貨準備増減 3.1
2 所得収支 14.3	誤差脱漏 0.3
3 経常移転収支 △ 1.1	
合計 4.8	△ 4.8

新

2012年(兆円)

広義経常収支	金融収支
経常収支 4.8	金融収支 5.1
1 貿易サービス収支 △ 8.3	(外貨準備 3.1 含)
2 第一次所得 14.3	
3 第二次所得 △ 1.1	
資本移転等収支 △ 0.1	
誤差脱漏 0.3	
合計 5.0	5.1

国際収支表の統計方法が、IMF 国際収支マニュアル第6版に移行するに伴い、平成26年3月公表分から変更された。

最大のポイントは、従来の資本収支項目部分である。①海外資産の増加について、今までは、経常黒字=資本収支(-)と記載していたものを、(+)表示に変え、海外資産・負債の増減を示す表記に変えた点、②「資本収支」と「外貨準備増減」を「金融収支(ファイナンシャル・アカウント)」という大項目にまとめ、金融が重視される現代の経済動向を反映したことだ。

旧来「経常黒字=広義資本赤字、経常赤字=広義資本黒字」だったものが、「広義経常黒字=金融黒字、広義経常赤字=金融赤字」になる。「金融赤字」=「海外の日本投資額>日本の海外投資額」だ。

上記の表を見ると、日本は、「金融収支(ファイナンシャル・アカウント)」が黒字=海外投資が黒字(海外純資産増)であることが、一目瞭然である。

また、例えば自動車輸出(+100万円)・外国船での旅行(50万円)・外国会社の株式購入(M&A20万円)は、右のように記載する。

経常収支	金融収支
貿易／サービス収支 + 100	100
△ 50	△ 50
	其他投資 + 20
	証券投資 △ 20
計 + 50	計 + 50

外国の会社の株式購入などの金融取引は、カネ(資本)を国内に持つか、海外に持つかの違いで、全体としてその主体(個人や会社など)の持つ資産総額が変わるわけではないので、金融収支の項目内で(+)と(△)が同時に記載され、相殺される。

現代は、金融資本主義の時代で、経常収支(モノ・サービスの実物取引)の100倍以上もの額の金融取引が行われている。この国際収支表では相殺されて記載されない金融(資本)の動きこそが国際収支の主役だ。

日本の場合

貿易取引1:240米ドル為替取引(2010.4)

1日当たり売買高 約35兆円(2013.8.14)

英国の場合

外為市場の1日当たり取引高 約530兆円(2014.3)

旧表記	経常収支+資本収支+外貨準備増減+誤差脱漏=0
新表記	経常収支+資本移転等収支-金融収支+誤差脱漏=0
	金融収支赤字(海外の日本投資>日本の海外投資)=広義経常収支赤字
	金融収支黒字(海外の日本投資<日本の海外投資)=広義経常収支黒字

6 2014(平成26)年度一般会計歳入・歳出

	2014年度(A)		2013年度(B)		増減 (A)-(B) (億円)	伸び率 (A)-(B) (B) ×100(%)	
	金額 (億円)	構成比 (%)	金額 (億円)	構成比 (%)			
歳入予算	租税及印紙収入	500,010	52.1	453,540	46.2	46,470	10.2
	官業益金及官業収入	454	0.0	448	0.0	6	1.3
	政府資産整理収入	3,328	0.3	1,976	0.2	1,352	68.4
	雑収入	42,477	4.4	39,602	4.0	2,875	7.3
	公債金	412,500	43.0	428,510	43.7	△ 16,010	△ 3.7
	年金特例公債金	—	—	26,110	2.7	—	—
	前年度剰余金受入	54	0.0	30,583	3.1	△ 30,529	△ 99.8
	計	958,823	100.0	980,769	100.0	△ 21,946	△ 2.2
歳出予算(目的別)	1. 国家機関費	45,686	4.8	49,173	5.0	△ 3,487	△ 7.1
	皇室費	61	0.0	60	0.0	1	1.7
	国会費	1,366	0.1	1,313	0.1	53	4.0
	選挙費	1	0.0	505	0.1	△ 504	△ 99.8
	司法、警察及び消防費	14,805	1.5	14,616	1.5	189	1.3
	外交費	6,924	0.7	8,577	0.9	△ 1,653	△ 19.3
	一般行政費	14,406	1.5	16,576	1.7	△ 2,170	△ 13.1
	徴稅費	7,974	0.8	7,383	0.8	591	8.0
	貨幣製造費	148	0.0	144	0.0	4	2.8
	2. 地方財政費	162,397	16.9	175,754	17.9	△ 13,357	△ 7.6
	3. 防衛関係費	48,950	5.1	48,762	5.0	188	0.4
	4. 国土保全及び開発費	60,170	6.3	61,553	6.3	△ 1,383	△ 2.2
	5. 産業経済費	28,220	2.9	34,789	3.5	△ 6,569	△ 18.9
	農林水産業費	14,756	1.5	16,674	1.7	△ 1,918	△ 11.5
	商工鉱業費	10,574	1.1	15,045	1.5	△ 4,471	△ 29.7
	運輸通信費	1,966	0.2	2,163	0.2	△ 197	△ 9.1
	物資及び物価調整費	924	0.1	907	0.1	17	1.9
	6. 教育文化費	52,011	5.4	54,491	5.6	△ 2,480	△ 4.6
	学校教育費	39,688	4.1	41,253	4.2	△ 1,565	△ 3.8
	社会教育及び文化費	1,496	0.2	1,443	0.1	53	3.7
	科学振興費	10,825	1.1	11,782	1.2	△ 957	△ 8.1
	災害対策費	3	0.0	13	0.0	△ 10	△ 76.9
	7. 社会保障関係費	310,414	32.4	299,992	30.6	10,422	3.5
	社会保険費	233,947	24.4	224,531	22.9	9,416	4.2
	生活保護費	29,222	3.0	28,133	2.9	1,089	3.9
	社会福祉費	26,210	2.7	23,683	2.4	2,527	10.7
	住宅対策費	1,543	0.2	1,573	0.2	△ 30	△ 1.9
	失業対策費	292	0.0	1,701	0.2	△ 1,409	△ 82.8
	保健衛生費	4,933	0.5	5,809	0.6	△ 876	△ 15.1
	試験研究費	1,251	0.1	1,231	0.1	20	1.6
	災害対策費	12	0.0	52	0.0	△ 40	△ 76.9
	その他	13,004	1.4	13,280	1.4	△ 276	△ 2.1
	8. 恩給費	4,435	0.5	5,029	0.5	△ 594	△ 11.8
文官恩給費	134	0.0	152	0.0	△ 18	△ 11.8	
旧軍人遺族等恩給費	4,083	0.4	4,635	0.5	△ 552	△ 11.9	
その他	218	0.0	242	0.0	△ 24	△ 9.9	
9. 国債費	232,702	24.3	218,107	22.2	14,595	6.7	
10. 予備費	3,500	0.4	3,000	0.3	500	16.7	
11. その他	10,340	1.1	30,119	3.1	△ 19,779	△ 65.7	
計	958,823	100.0	980,770	100.0	△ 21,947	△ 2.2	

(注) 2013年度は補正後、2014年度は当初予算。△はマイナス。

(財務省資料より作成)

7 集团的自衛権 (p.104) 新たな政府見解

安倍内閣は7月1日、憲法解釈上できないとされてきた集团的自衛権の行使を限定容認する新たな政府見解を閣議決定した。これまで歴代政府は、集团的自衛権は「憲法上許されない」との見解を堅持してきた。関連法案成立後は日本が攻撃されていなくても国民に明白な危険があるときなどは、自衛隊が他国と一緒に反撃できるようになる。また、沖縄県の尖閣諸島沖で繰り返される中国の挑発行為などを念頭に、他国からの武力攻撃に至る前の侵害など「グレーゾーン」事態に迅速に対応するため、自衛隊の出動手続きの見直しも盛り込まれた*

「専守防衛」の基本理念のもとで自衛隊の海外活動を制限してきた戦後の安全保障政策は大きな転換点を迎えたが、憲法解釈の変更で安全保障政策を大転換する手法には批判的な見方が多い。

*従来の憲法解釈は「日本への武力攻撃」が発生した場合に限り自衛隊の武力行使を認めてきた。「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫」した場合でも、自衛隊は出動しても武力行使はできないというのが政府の立場だった。

●閣議決定された政府見解のポイント

*集团的自衛権を含む武力行使の発動要件として新たな三要件を規定

1. 密接な関係にある他国への武力攻撃が我が国の存立が脅かされ、国民の生命・自由、幸福追求の権利が根底から覆^{くぼ}される明白な危険がある
2. 我が国の存立を全^{まも}うし、国民を守るために他に適当な手段がない
3. 必要最小限度の実力を行使

*国連平和維持活動(PKO)での「駆けつけ警護」や邦人救出での武器使用も可能に

*有事に至らない「グレーゾーン事態」に対処するため自衛隊の出動手続きを迅速に

●首相発言のポイント

*日本を取り巻く世界情勢は厳しさを増しており、あらゆる事態を想定して切れ目のない安全保障法制を整備する必要がある

*万全の備え自体が日本に戦争を仕掛けようとするたくらみをくじく抑止力になる。閣議決定で日本が戦争を巻き込まれる恐れは一層なくなっていく

*海外派兵は一般に許されないという従来の原則は全く変わらない。外国の防衛を目的とする武力行使は今後も行わない

8 武器輸出を実質解禁

安倍内閣は4月1日、武器や関連技術の海外提供を原則禁止してきた武器輸出三原則を47年ぶりに全面的に見直し、輸出容認に転換する「防衛装備移転三原則」を閣議決定した。武器輸出三原則は1967年に当時の佐藤栄作内閣が共産圏などへの輸出を禁じ、76年に三木武夫内閣で、すべての武器輸出を原則禁止と拡大した。その後、輸出する場合は個別に官房長官談話を出して例外を認めてきた(1983年以降、アメリカへの武器技術供与など)。一方、今回の防衛装備移転三原則では、新たに三つの条件を定めて、それに沿えば武器の輸出を認める。

新原則は輸出の条件として、①国際条約の違反国などには輸出を禁止、②輸出を認める場合を限定し、重要案件は国家安全保障会議(NSC)で審議、③目的外使用や第三国への移転が行われないよう相手国に日本の事前同意を義務づける。

輸出先として想定されるのは、アメリカや北大西洋条約(NATO)の加盟国などで、武器の国際共同開発や生産への参加、海上安全保障に関する装備品の輸出などが狙いとされる。

●防衛装備移転三原則のポイントと問題点

1 紛争当事国や国連安全保障理事会決議に違反する場合は輸出(移転)を認めない	→ 「共産圏」や紛争の「恐れのある国」は消える。紛争当事国に該当する国なし
2 輸出を認めるのは平和貢献や日本の安全保障に資する場合に限定し、透明性を確保しつつ厳格審査を行う	→ 都合良く解釈できる抽象的な表現で、歯止めにならない
3 輸出先による目的外使用や第三国移転は適正管理が確保される場合に限定	→ 国際共同開発などの場合は、事前同意を必要としない例外あり
・重要案件は国家安全保障会議(NSC)で審査し情報公開を図る	→ 議論の中身は非公開

●日本の主な防衛関連企業

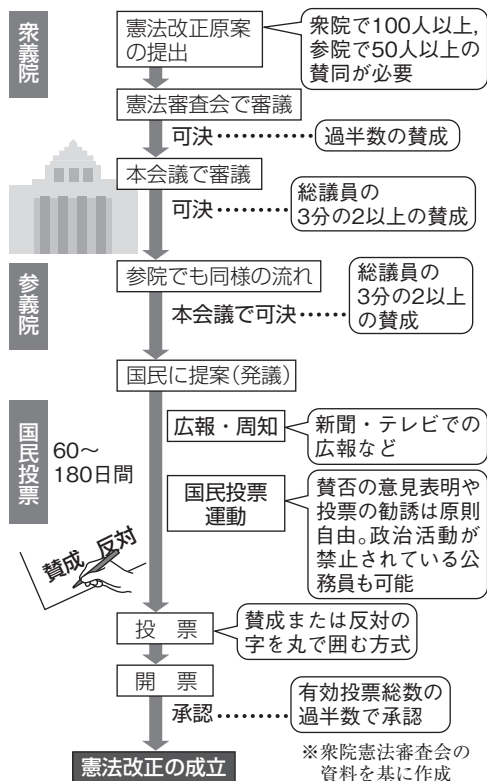
(2013年度)

社名	防衛省との契約額	主な製品
①三菱重工業	3,165 億円	ヘリコプターや戦車
②三菱電機	1,040	ミサイル
③川崎重工業	948	潜水艦用発電機
④ NEC	799	野外通信システム
⑤ IHI	483	哨戒機用エンジン
⑥富士通	401	情報通信システム
⑦小松製作所	294	戦車砲弾
⑧東芝	284	レーダー
⑨日立製作所	242	情報通信システム
⑩ダイキン工業	149	戦車砲弾

9 国民投票選挙権が18歳に

憲法改正の手続きを定めた改正国民投票法が6月13日に成立した。国民投票権の年齢を、施行から4年後に現在の「20歳」から「18歳以上」に引き下げる。また、警察官や検察官、裁判官などを除く公務員について、個人的な賛否を表明したり投票を勧誘したりすることも認める。

●憲法改正の流れ（衆議院で先に審議する場合）



改正国民投票法の成立を受け、現在「20歳以上」である公職選挙法の選挙権年齢と成人年齢の引き下げについても検討が始まっている。

●「未成年」「20歳」の文言がある主な法律

	行為	法律	法律の条文（要旨）
20歳	犯罪	少年法	この法律で「少年」とは、20歳に満たない者、「成人」とは、満20歳以上の者をいう
	飲酒	未成年者飲酒禁止法	満20歳未満は酒類を飲用することを得ず
	喫煙	未成年者喫煙禁止法	満20歳未満は煙草を喫することを得ず
	猟銃の所持	銃刀法	20歳に満たない者には猟銃の所持の許可をしてはならない
未成年	ローンなどの契約	民法	未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない
	婚姻	民法	未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない
	馬券の購入	競馬法	未成年者は、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない
	誘拐	刑法	未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3月以上7年以下の懲役に処する

10 従軍慰安婦問題 (p.253)

1. 政府は6月20日、慰安婦募集の強制性を認めた平成5年の河野洋平官房長官談話の作成過程について有識者による検討チームの報告書を公表した。報告書は、当時の日韓両政府が談話の文言を原案段階からすり合わせていたこと、談話の原案は慰安婦の聞き取り調査が終了する前に作成済みで、裏付け調査を行っていないこと、発表記者会見で河野官房長官が「強制連行の事実があった」と発言したことは、「一連の調査で強制連行は確認できない」としていた政府の認識と矛盾する発言だったこと、両政府は事前の文言調整について非公表とすることで一致したことなどが記されている。
2. 朝日新聞社は8月5日の朝刊で、慰安婦問題の口火を切った吉田清治氏に関する記事を、証言は虚偽だと判断し撤回した上、挺身隊と慰安婦を混同し、誤用していたと認めた。

●訂正のお知らせ

- ・ p.115 「資料を読む」
二重の規準論 → 二重の基準論
- ・ p.284の① 歳入のグラフの2013年度
公債費 → 公債金
- ・ p.328の① 図表27条第1項
高齢者雇用促進法
→ 高齢者雇用安定法
労働者派遣事業法 → 労働者派遣法